

第13回制度設計・監視専門会合

日時：令和7年9月24日(水) 13:00～14:01

※オンラインにて開催

出席者： 武田座長、松村委員、村松委員、熱海専門委員、五十川専門委員、大橋専門委員、北野専門委員、草薙専門委員、曾我専門委員、原専門委員、松田専門委員、山口専門委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○福澤政策企画委員 定刻となりましたので、ただいまより、電力・ガス取引監視等委員会第13回制度設計・監視専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

初めに、本会合から構成員に変更がございますので、御紹介させていただきます。資料2を御覧ください。

これまで御尽力いただきました安藤委員、山内委員が御退任されました。本会合から、監視等委員会の委員である村松久美子委員に御参加いただきます。また、五十川大也様、北野泰樹様、曾我美紀子様が専門委員に就任されております。一言御挨拶をいただければと思います。村松委員からよろしくお願いいたします。

○村松委員 ただいま御紹介にあずかりました村松久美子と申します。監視等委員会の委員を昨年9月より務めさせていただいております。

本業といたしましては、公認会計士として監査法人に身を置いております。委員会の業務を担う役割として制度設計と監視業務がございますが、私は公認会計士として、この領域の専門家の知見が少しでもお役立てできるように尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○福澤政策企画委員 ありがとうございます。

続きまして、五十川専門委員より一言お願いいたします。

○五十川委員 ありがとうございます。大阪公立大学経済学研究科の五十川です。今回

から参加させていただきます。

研究者としては、経済学的な観点から日本の電力市場に関する研究、特にプライシングに関する実証的な研究を中心に行っています。過去の経験も踏まえながら、今回、制度設計・監視に関する議論に参加させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○福澤政策企画委員 ありがとうございます。

続きまして、北野専門委員より一言お願いいたします。

○北野委員 青山学院大学の北野です。私は、今回から参加させていただきます。

私は、専門としては経済学、特に産業組織論を専門にしております。政策評価に関わる計量経済分析を中心に研究しております。委員としては、OCCTOの需給調整市場検討小委員会などに参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○福澤政策企画委員 ありがとうございます。

続きまして、曾我専門委員より一言お願いいたします。

○曾我委員 弁護士の曾我美紀子と申します。西村あさひ法律事務所・外国法共同事業という少し長い名前になっておりますけれども、国際法律事務所としての法律事務所でございます。

そちらで、日常的に発電事業の開発ですとか、あとはプロジェクトファイナンスなどの資金調達に関する業務に関与しております。実務での経験を生かしまして、こちらでの議論に少しでも貢献できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○福澤政策企画委員 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は、武田座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○武田座長 本日もよろしくお願いいたします。

本日の議事でございますけれども、議題が4つとなっております。いずれも報告事項であります。議題の1つ目は「ガス小売事業者等に関する今後の対応について」となっております。こちらにつきまして、資料3に基づき、栗谷課長より御説明をよろしくお願いいたします。

○栗谷取引監視課長 御紹介にあずかりました取引監視課の栗谷でございます。よろしくお願いいたします。資料3に基づきまして、都市ガス談合等事案に係るフォローアップにつきまして報告をさせていただきます。

ガス小売事業者による大口都市ガスの受注調整事案等に関連し、昨年9月から1年間、4か月に1回の頻度で業務改善命令及び業務改善指導に基づく報告を東邦ガス及び中部電力ミライズより受領することといたしております。

今年8月に各社から第3回目の報告がありました。本日は、各社からの報告内容の概要を御報告するとともに、各事業者のウェブページで公表している再発防止に向けた実効的な取組を行っていくことなどの表明、いわゆるコミットメントの内容につきましても紹介をさせていただきます。

スライドは2ページになります。今回中心的に確認をした項目は、下の赤枠の中がございます。取組の効果の確認、今後の課題と取組でございまして、具体的には、一連の取組を通じた役職員の意識や行動の変化の状況の確認と、経営層による課題認識と継続的取組の確認となっております。

まず、ヒアリング結果から御報告を差し上げます。スライドは4ページになります。一連の取組を通じた役職員の意識や行動の変化につきまして、どのように把握し評価をしているか、ヒアリングを実施いたしました。担当の方のみならず、会社を訪問させていただきまして、社長又は担当役員の方からお話を直接伺いました。

いずれの事業者も、内部監査及び第三者を含む組織体によるヒアリングによる調査、独占禁止法・ガス事業法に関する重点教育及び修了後の理解度チェック、経営層の現場巡回など、意識や行動の変化を直接把握する取組を行っているということが確認されました。

また、各事業者からは、改善計画の各施策の実行を通じて独禁法に対する理解が進み、競合他社との接触に関して少しでも懸念があれば相談するという意識が定着してきていること、相談窓口等を通じた相談件数・内容に変化があったことなどが報告されました。

特に効果のあった取組として2点が挙げられました。1点目が、競合会社との接触は原則禁止とし、やむを得ず接触を要する場合の事前申請又は承認等制度。2つ目が、経営層による全社員に対するトップメッセージの定期発信による意識付け、これらが挙げられておりました。

スライドは5ページ目になります。経営層による課題認識と継続的取組につきましても確認を行いました。

まず、談合等事案が発生した背景につきまして認識を確認したところ、自由化後においても競合他社という認識の切替えが遅れ、接触機会を制限する等の対応ができていなかったという点で共通しておりました。幹部の方もこういったことをおっしゃっておられまし

た。

4 ポツ目でございますけれども、いずれの事業者も、今後も改善計画の各施策を継続するとともに、経営層から定期的にメッセージを発信し、継続的な教育も実施していくなど、職員一人一人の意識向上に努め、事案を風化させないような取組を継続して実施していくことで共通しておりました。

続きまして、コミットメントの内容につきまして、簡単に報告をさせていただきます。スライドは7ページになります。今般、事務局から各事業者に対しまして、再発防止に向けた実効的な取組を行っていくことなどの表明、コミットメントと呼んでおりますけれども、これを公表するよう要請をいたしました。これを受け各事業者は、今年の9月10日にコミットメントを公表しております。

各事業者とも、経営層が先頭に立って、改善計画に記載した取組を継続して実施していくことなどを表明しております。

各事業者のコミットメントの内容は、資料3-1と3-2のとおりでございます。

資料の3-1がこちらになります。こちらは中部電力ミライズ株式会社のコミットメントでございます、こちらの別紙のほうに具体的な取組が幾つか記載されてございます。2パラ目の最後辺りでございますけれども、まず「外部人材を過半数とする組織として『改善計画モニタリング会議』を新設し、改善計画の実施状況や実効性を継続的に把握・評価」してきたと。

下から2つ目のパラグラフですけれども、「営業活動に従事する・・・役員・従業員を中心に実効的な教育・研修を行」っている。また、「独占禁止法違反を許さないというメッセージを定期的に発信し、経営層が先頭に立って、会社全体のコンプライアンス意識の向上に努めて」といると。

一番下のパラでございますけれども、一番最後のところ、「社内全体の風通しのよい組織風土づくりも、引き続き着実に推進」としていくということが表明されております。

資料3-2が、東邦ガス株式会社のコミットメントでございます。3パラ目の中ほど辺りでございますけれども、「内部監査機能の強化、競合会社との接触に係る事前承認・事後報告制度の施行、重層的かつ重点的な教育の実施、社内リーニエンシー制度の新設及び社内通報制度の強化、競合に関する議題を取り扱う重要な社内会議における法令遵守モニタリング等の取組み」が挙げられております。

「今後とも、経営層が先頭に立ち、そのリーダーシップのもと、これらの取組みを継続

して着実に実施して」いくことなどが表明されております。

資料は3のほうに戻ります。最後、まとめでございます。スライドは9ページになります。各事業者は、改善計画に基づき、再発防止のための取組を着実に実施している状況にあります。

各事業者は、前記のとおり、取組の継続についてコミットメントを公表しております。

以上を踏まえまして、本日の報告をもちまして、本事案に係る当委員会でのフォローアップとしては終了することといたします。

今後は、必要に応じて、市場の動向や各事業者のコミットメントの実施状況を確認したいというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の先生方、またオブザーバーの皆様から御質問・御発言をいただきたいと思います。御発言の希望がございましたら、チャット欄でお知らせいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 御説明をどうもありがとうございました。今回は受注調整に関する最終のフォローアップというところで、2社からそれぞれコミットメントもいただけたということで、非常によかったと思っております。

今回のコミットメントにおいて、2社のそれぞれ経営層が責任を持って組織体制を改善し、意識改革を徹底していただけたということで受け止めました。今後、今回出された自らのコミットメントを着実に実行するというので、その行動によって各種ステークホルダーの信頼回復に努めていただければと思っております。

また、今回、東邦ガスにおかれては、競合他社との接触を制限する措置を取られるということでした。競合他社にどこまで含めるかというのは様々な考え方がありますが、実情ですとか実際の競争状況を踏まえて、適切に運用していただければと思っております。

また、ほかのエリアにおいても、いわゆる旧一般電気事業者、旧一般ガス事業者において、同様のリスクというものは潜在的にはあると思っております。今回の事案を他山の石としていただいて、ほかのエリアにおいても、今回の2社の取組を参考にしていきたいながら、引き続き適正な事業活動に努めていただきたいと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして原委員、よろしくお願いいたします。

○原委員 御報告をありがとうございました。

資料の最後に、フォローアップは終了するけれども、今後は必要に応じて確認することとございますが、できましたら、今後もその必要が生じないようにと望んでおります。

一たび不祥事が起こってしまうと、信頼を取り戻すためには、その後、相当の時間がかかると思っております。お示しいただきました各社のコミットメントにもありますとおり、コンプライアンス遵守のための取組を、組織改革を含め経営トップが率先して今後もしっかりと継続していただくことが重要かと思えます。

また、他の業種も同様かと思えますけれども、このような事案は全ての事業者も、もちろん国も国民も風化させてはならないと切に思っております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お二人の先生、いずれも御意見であったと思えますけれども、事務局から何かコメントがあれば、よろしくお願いいたします。

○栗谷取引監視課長 取引監視課でございます。御意見いただきまして、ありがとうございます。

共通していたのは、経営層のコミットメントは非常に重要であるという点だったと思います。この点は今回のフォローアップで十分に確認できましたので、引き続きそういった取組を継続して行っていただきたいと思いますし、その点を踏まえまして、フォローアップにつきましては一旦終了ということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員会でのフォローアップは一旦終了とさせていただきます。本件は報告事項となりますので、次の議題に移らせていただきます。

議題の2つ目でございますけれども、こちらは「小売市場重点モニタリング調査結果について」となっておりまして、資料4に基づき、引き続き栗谷課長より御説明をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○栗谷取引監視課長 引き続きよろしくお願いいたします。小売市場重点モニタリング

調査結果につきまして、資料4に基づいて御報告をさせていただきます。

この小売市場重点モニタリングでございますけれども、こちらは小売市場における公正な競争確保を目的としてモニタリング対象事業者に調査を実施し、その調査結果を定期的に公表しているものでございます。

2019年9月より実施をいたしてございまして、今回が第11回目の調査となっております。

モニタリングの概要でございます。まず、取組概要といたしまして、小売市場における公正な競争を確保する。より具体的には、調査対象事業者による不当廉売が行われていないかどうかを確認する。こういったため、モニタリング対象事業者の小売契約のうち、一定の価格水準を下回る小売契約につき調査を実施するというものでございます。

対象事業者は、旧一般電気事業者及びその関連会社並びに特別高圧・高圧・低圧のいずれかの電圧区分におきまして、各供給区域内のシェアが5%以上に該当する小売電気事業者となっております。

モニタリングの対象は、主にモニタリング対象事業者が実際に落札を行った公共入札案件としております。このうちモニタリング対象事業者の締結する小売契約で、小売価格が卸市場価格を下回るものを対象といたしております。

結果につきましては、公表をいたしております。

スライドの4は、モニタリング対象事業者の一覧でございます。合計48社でございます。旧一般電気事業者及びその関連会社以外の事業者は7社ございまして、赤枠の42番から48番の会社になります。

続きまして、小売市場の競争環境につきまして、簡単ではございますが報告をさせていただきます。

スライドは6ページになります。まず、旧一般電気事業者の域内シェアの推移を見たものでございます。直近では、全体としてわずかに減少傾向が見られます。エリアごとのシェアも減少又は横ばいの傾向が見られております。

スライド6は、全体に加えまして北海道電力から北陸電力までを見たものです。この中では、下の段の真ん中の事業者のシェアが比較的横ばい傾向にあり、それ以外が比較的減少傾向にあると言えるのではないかと思います。

スライドの7は、関西電力から沖縄電力までを見たものです。この中では、上の段真ん中の事業者のシェアが、2024年初めに大きく減少しています。また、下の段真ん中の事業者のシェアが比較的横ばい傾向にあり、それ以外の事業者が減少傾向にあるということが

言えようかと思います。

続きまして、スライドの8でございます。全国の公共入札における落札価格の概況を見たものです。平均落札単価は、2023年度と比較して下落をいたしました。具体的には、kWh当たり約4円の下落でございました。

こちら、左が2024年度契約分の落札単価の分布、右が2023年度契約分の落札単価の分布です。いずれも赤いプロットが旧一電の単価、青いプロットが新電力の単価であります。資料上の問題によりまして、赤いプロットが青いプロットに覆われてしまっているのですが、赤いプロットも青いプロットもおおむね同じように分布をしております。また、23年度に比べまして24年度の分布は比較的小さくなっており、初めに申し上げましたとおり、平均は減少しているということであります。

スライドの9は参考でございますけれども、エリアプライス、システムプライスの推移を見たものでございます。小売市場重点モニタリングでは、対象案件の供給開始月前月から直近12か月のスポット市場プライス平均値を調査対象の閾値として使用しております。したがって、24年度契約分につきましては、多くが23年度のエリアプライス平均値が閾値になっているということになります。

この23年度のエリアプライスの平均値は、下から3つ目のとおりでございまして、一番右の列がシステムプライスとなっております。22年度に比べると大きく減少しており、それ以降は若干増加ないしは横ばいという傾向が見て取れます。

続きまして、スライドの10に移ります。全国の公共入札の概況を見たものです。2024年度の公共入札案件の成立件数は、2023年度に比べて大幅に増加いたしました。表中の1,783件から2,729件に、946件増加いたしました。過去には、公共入札案件の成立件数が低調である状況を踏まえアンケート調査を行ったことがあるものの、成立状況は堅調に改善しているという状況にございます。

特に旧一電の成立件数は、2022年度に著しく減少しておりました。33件でございましたけれども、これが堅調に回復しているという傾向が見られます。2024年度においては、全体の3割程度にまで回復しているという状況がございます。

続きまして、調査結果について御報告をいたします。スライドは12ページになります。調査期間中の案件、全部で2,729件でございますけれども、これらにつきまして、モニタリング対象事業者の落札案件であって、小売単価が供給開始月の直前12か月のエリアプライス以下である案件は確認されませんでした。

なお、競争者から当委員会に相談はなされたものの、調査期間中に契約締結された案件のうち、当委員会に正式に寄せられた申告件数としては0件でございました。

最後にまとめでございます。スライドは13になります。小売市場の動向でございますけれども、小売市場において旧一般電気事業者の域内シェアは、直近では全体としてわずかに減少傾向であります。

モニタリング調査期間中である2024年度に契約締結された公共入札案件の成立件数につきまして、旧一電の成立件数は全体の3割程度まで増加しております。

調査結果でございますけれども、重点調査（ヒアリング）の対象の小売契約は確認されませんでした。

今後の予定でございますが、次回は、26年7～8月頃に25年度契約締結分を対象として調査を行い、同年9月頃に本会合で報告した上で公表していくということを考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、御質問・御意見があれば、御発言の希望をお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

それでは 北野委員、よろしく願いいたします。

○北野委員 説明ありがとうございました。1点コメントさせていただければと思います。10ページの入札概況について、これは非常に貴重な情報だと思うのですが、もし可能なら、もうちょっと情報を提供されてもいいのかなと思っています。個人的に興味があるというのもあるのですが、ここにある落札件数だけでなく、成立しなかったものも含めて入札案件が何件あって、そのうち何件成立したかとか、それぞれの入札でどれぐらい入札参加者がいたのかか、そういった情報もあるといいのかなと思いました。あと、落札2,729件となっていますが、金額的な規模とかも、もし情報として出せるのなら有用かと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして大橋委員、よろしく願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。小売の重点モニタリングですけど、コロナ前にいてダンピングが懸念されていた時期に始まったということで、今に至るまで、回数の頻

度は若干落としているのだと思いますけれども、しっかり見ていただいて、ありがとうございます。結論についても、違和感ございません。

今後についてなのですが、2019年の当時と比べると、経済環境が相当変わったということがあると思います。今回、ダンピングといっても、価格転嫁がスムーズに行われているかどうかということでも、ダンピングに見えるようなことも今後は生じ得るということだと思いますし、また当時と比較すると、電取委としても監視対象が広がる中で、監視のリソースを効率的に使っていくということもしっかり考えていくべきだと思います。

そういう意味でいうと、次回9月にやられるということですが、少なくともそれ以降は、こうしたモニタリングによらなくとも、個別案件として不当廉売を見ていけばいいというふうにすることで、ある意味、監視リソースをより効果的・効率的に使うことができるのかなと思います。そうしたところをしっかりと御検討いただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、村松委員、よろしくお願いいたします。

○村松委員 ありがとうございます。詳細な分析並びに御説明、ありがとうございます。

先ほど北野委員が触れられた10ページの資料、私もこちら拝見していて、もしお分かりになれば教えていただければと思います。ここの3年間の間に大分件数の変動が著しいと御説明頂戴いたしました。24年度は、そもそも公共入札案件の成立件数が大幅に増加していると。中でも対象会社であります旧一電、旧一電グループ、こちらの増加件数も著しいということでした。一方で域内シェアは、旧一般電気事業者は若干下がり気味である、横ばいもしくは少し下がっているという一方で、公共入札案件がこれだけ拡大しているという、その背景となるものがもしお分かりになれば教えていただきたいと思いました。

数字面でプライスの検討もされていますし、個別にそういった申立てがあったわけでもないということで問題ないという結論は、そこは合意するのですが、全体のシェアの動きとこちらで示されている動きが若干違うので、ここだけ特殊な領域なのですということであれば、そのような御説明を頂戴できればと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。——どうもありがとうございます。

北野委員、村松委員から御質問がありました。また、大橋委員からは、今後の運用の在り方について御意見をいただいたと思いますけれども、特に御質問について可能な範囲でお答えできるのであれば、よろしくお願いいたします。

○栗谷取引監視課長 御質問・御意見ありがとうございます。

1点目の北野委員からの御質問・御意見でございますけれども、確かに成立割合ですとか参加者数ですとか1件当たりの規模などは、非常に重要な情報になろうかと思いたすけれども、他方で私ども、この作業を基本的には全て公開情報を収集して行っているということがございます。どこまで精緻な情報を収集して取りまとめて公開できるのかということにつきましては、慎重な検討が必要になろうかと思いたすけれども、次回以降は、御意見も踏まえて、公表の仕方につきましては検討していきたいと思いたす。

2点目の大橋委員からの御質問・御意見でございますけれども、とりあえず事務局案といたしましては、来年も同様の形で実施してはどうかという考え方を最後に述べさせていただきまいたすけれども、実際の運用につきましては、本日の御意見もよくよく踏まえて事務局内で検討していきたいというふうに考えてございます。

3点目の村松委員からの御質問でございます。全体と公共入札の関係性でございます。全体としては、旧一般電気事業者の域内シェアが横ばいないし若干減少ということではございます。他方で公共入札案件では、成立案件における旧一般電気事業者の受注割合が増加しているということでございます。

この関係でございますけれども、少なくとも2022年度辺りは、旧一般電気事業者が入札参加をかなり控えていたという状況がございました。背景には燃料価格の上昇ですとか供給力不足、加えてカルテル事案の指名停止なども一部には影響が出ていたかと思いたす。こういった状況が、卸市場価格が比較的落ち着いているということなども背景に回復してきている状況と見てございます。

したがいまして、公共入札の分野におきましては、若干その特殊な事情があったというふうに理解をしております。こういったところが今回の調査で明らかになったということではないかと思っております。

以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

御質問・御意見、どうもありがとうございました。本件につきましては報告事項となっ

ておりますので、以上とさせていただきます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の3つ目は「需給調整市場の運用等について」となっておりまして、こちらにつきましては、資料5に基づき、黒田課長より説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料5を御覧ください。「需給調整市場の運用等について」ということでございます。

本日の報告事項3点ございまして、1点目が9月中旬までの需給調整市場の動き、2点目がB種電源協議について、3点目がB種電源の固定費回収状況についてということでございます。順に御説明をさせていただければと思います。

まず、1点目の市場の動向でございます。まず3ページ、前日取引（三次調整力②）の動きを御覧いただければと思いますけれども、8月の約定単価につきましては、全エリアにおいて、前月比で上昇あるいは横ばいとなっております。

また、8月の最高約定単価につきましては、中部・関西エリアで200円、東北エリアでは195円となっておりますけれども、東京・中国・四国・九州エリアにおきましては、前月と比較して低下をしているという状況でございます。

それから6ページで週間取引、一次から三次①の動きということでございます。まず、8月の平均約定単価でございますけれども、前月との比較では中部・九州を除くエリアで低下をしているという状況になっております。

また、8月の最高約定単価につきましては、北海道・東北を除くエリアで上限価格となっておりまして、特に中国・九州エリアにおきましては、4月以降、上限価格に張付きとなっている状況ということでございます。

また、3点目でございますけれども、7月19日から揚水発電の随意契約が開始された北海道・関西エリアにおきましては、8月の想定費用が大きく減少しているということでございます。北海道では、7月の13.46億円から、8月は6.85億円ということで-6.61億円。関西では、24.79億円から15.83億円ということで-8.96億円ということで、大きく想定費用が減少しているという状況になっているところでございます。

9ページ以降は各エリアの募集量・応札量・調達率の動向ということございまして、10ページ以降に、各エリアごとにデータを掲載しております。

全体の傾向でございますけれども、一次調整力につきましては、依然として多くのエリアで未達が多い状況ということは変わっておりません。

複合商品におきましては、先ほどの揚水随契等の効果もありまして、全体として応札量が募集量を上回る状況となってきたということですが、東京など一部のエリアでは、引き続き応札量が募集量を下回っている状況が継続をしているということですが、東京エリアは、今後、揚水随契が開始されていくということですので、引き続き状況を注視していきたいと思っております。

10ページ以降で、各エリアの商品別の募集量・応札量・調達率の動向を載せておりまして、東京エリアは、一番下の複合の募集量がまだ応札量より多くなっている時期もあるということですが、引き続き動向を見ていきたいと思っております。

次に、2つ目のB種電源の協議について、21ページ以降で御説明をさせていただければと思います。

22ページでございますけれども、B種電源協議につきましては、これまでも協議が整ったものについて随時報告をさせていただいておりまして、今回は、新たに協議が整った4社13電源につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

24ページ以降でございます。まず、固定費の確認結果でございます。ここに記載してありますとおり、固定費の内訳等確認をしております、人件費、委託費、修繕費、減価償却費等ということで、各社それぞれの電源ごとに確認をしております。

一部、協議の過程において修正した内容についても記載をしております、まずC社ですけれども、協議開始当初には、計上していた減価償却費が、過去に電力事業会社を株式取得によって子会社化した際の（支配獲得時の）連結上の時価評価額を基に算定されていたと。しかし、子会社となった電力事業会社は、組織再編前後において追加の設備投資等はなく、電力を供出するための実態に変化がないことから、個社である電力事業会社の取得価額に基づく減価償却費に修正がされているといった内容を確認しております。

また、D社におきましては、固定費の計上方法について、当該電源が自家発であり、実際に発電した電力の大半を自家消費しているが、協議開始当初は自家消費に係る費用も含めて固定費として計上しているといったことから、指摘を行って、需給調整市場への応札のために要する固定費のみに修正をされているといったことを確認しております。

それから25ページ、他市場収益でございます、こちらにつきましても、4社それぞれ確認結果を記載しております、おおむね容量市場収入ですとか相対卸電力の市場収益、調整力KWh収益等ということでございます。

この中でC社とD社でございますが、C社については、容量市場収入、卸電力市場収益、

調整力KWh市場収益ということで確認をしておりますが、ただし一部の協議電源については、設備の老朽化により容量市場のリクワイアメントに年間を通じて応えられる蓋然性が低いということで、容量市場はメインオークション、追加オークションともに応札していないといった内容を確認しております。

また、D社については、他市場収益の内訳は容量市場収入のみという説明となっていて、ただし一部の協議電源については、容量市場メインオークション、追加オークション、いずれの実施時点においても将来の計画自体が見通せなかったため、容量市場への応札を見送っており、容量市場収入はないと。また、想定市場価格よりも限界費用が高く、卸電力市場での採算性が低いため、限られた発電余力をより収益性の高い需給調整市場に優先して応札する方針であることから、他市場収益を想定していないといったような説明もあるということでございます。

次に、26ページでございますが、想定約定量でございます。こちらについては、おおむねエリア募集量×過去の実績を基に、約定した約定率ですとか、また、直近の市場価格を基に想定した約定率等で算定をして計算をしているということを確認しております。

指摘した内容なのですが、まずC社、1つ目のポツのところですが、前年度において高頻度の電源トラブルが発生したことから、今年度も同水準で電源トラブルが継続的に発生することを前提に想定約定量を算定していたと。ただ、こういった考え方は合理的ではないといった指摘を行ったことで、結果的には、故障率を考慮しない想定約定量に修正をされているということでございます。

また、2点目でございますけれども、電源トラブルが発生することを前提に、発電機4機中2機は予備電源として位置づけられていると。こちら、2機分の供出可能量を基に想定約定量も算定されていたのですが、一方で、固定費には予備電源含めて4機分が計上されていたということで、想定約定量についても4機分を基に修正をされたということで確認しているところでございます。

それから27ページの他電源等ということでございますが、こちらにつきましては、他電源等で回収すべき費用が固定費に算入されていないことすとか、協議電源の収益が他電源に算入されていないといったこと、また、その他電源との按分が必要な固定費は存在しないといったようなことを、それぞれ確認をしているということでございます。

28ページですが、今回協議されたもののうち一定額が1.64円を超えるものについては、以下の項目に基づいて、より厳正に個別精査を実施しているということでございます。

また、2つ目のポツでございますけれども、以下の協議事項3点についても、対応する方向であるということも確認をしているところでございます。

30ページで、こちらまとめになっておりますけれども、今回、B種電源4社13件について、 Δ kWの一定額の算定諸元や考え方について確認を行わせていただきました。

確認の過程におきまして、合理的な説明ができない固定費や想定約定量等については修正されたことを確認しておりまして、それ以外も含めて、制度設計の趣旨に反する事実は見受けられなかったことから、今回協議があった事業者からのB種電源4社13件について、監視等委員会事務局で確認した値を一定額とさせていただいております。

他方、24～26ページに記載をしたとおり、協議開始時点では合理的な説明ができない固定費の計上や想定約定量の算定が散見をされたということで、より厳正な個別精査を要する一定額の水準、1.64円/ Δ kW・30分と比較しても、高単価となっている案件が複数あったということ。それから、発電設備の老朽化により容量市場へのリクワイアメントへの対応に懸念があること等を理由に容量市場への応札がないことが一定額の上昇につながっている案件も見受けられたということでございまして、こういった状況も踏まえて、次回以降、来年度に向けたB種電源協議の在り方等についても検討をすることとしたいと考えております。

最後に、3点目のB種電源の固定費回収状況についてでございます。B種電源につきましては、固定費の回収状況を3か月に1度、監視等委員会事務局には報告することとされております。

6月までに協議が整ったB種電源18件につきまして、今年の4～6月までの固定費回収状況を確認したところ、約定実績に基づき適切に回収額が管理されていることを確認しております。

また回収率は、リソースごとにばらつきがありますけれども、0～22%程度ということでありまして、一部、0%のユニットにつきましては、定期点検で停止していたユニット等が含まれているため、そういった数字になっているということでございます。

引き続き、7月以降の回収状況についても確認を行っていきたいと考えてございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見があればよろしく願います。

それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員　草薙でございます。丁寧な説明をいただけたと思っています。ありがとうございます。

私は異論ございませんが、1点、30ページのところでコメントをさせていただきたいと思います。

今回は、B種電源4社13件について確認を行われたということで、数が増えてきているという印象を持っております。そして2つ目のポツのところで、確認の過程において合理的な説明ができないようなものについて修正がされてきたということでございまして、このような形で修正がされれば、これはもう結果オーライでございますので、問題にするまでもないと思いましたが、3つ目のポツは、やや憂慮すべきことではないかというふうに感じた次第でございます。

例えば最後の一文でございすけれども、「また、発電設備の老朽化により容量市場のリクワイアメントへの対応に懸念があること等を理由に容量市場への応札がないことが一定額の上昇に繋がっている案件も見受けられた。」という部分でございす。様々な疑義が生じないように、どなたも容量市場の応札について合理的な対応が確かにできる状態にあることが重要であると思います。

その意味で、4つ目のポツにありますように、次回以降の検討が非常に重要になってくるというふうに思います。そこは異論がないと思いますけれども、私はB種電源の協議の数が今後も増えてくるのではないかというふうにも思いますので、そこは効率的・効果的な協議を進めることができるようにするという観点からの検討をも考えていただくことが、併せて重要なのではないかというふうに思いました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○武田座長　草薙委員、どうもありがとうございます。

それでは、松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員　御説明ありがとうございます。私もB種電源協議について、1点質問と1点コメントを申し上げたいと思います。

質問については、スライドの24についてですけれども、こちらで固定費の算定諸元の確認ということで挙げていただいております。そのうちB社については、他社電源を契約して運用しているということで、その契約料金を固定費と算定しているという御回答であったということです。

これについて、この他社電源というのが、グループ以外の電源という理解でよいのかという点を1点質問させていただければと思っております。例えば100%グループ会社ですとかそのような場合には、契約料金イコール固定費と見てよいのかという論点もあるのかもしれないと思い、念のため確認させていただきたいと思います。

もう一点コメントについては、スライドの25で、こちらに関して、他市場収益についても丁寧に聞き取り、検証していただいたと理解しております。内容について異論はないのですけれども、他市場収益を想定する場合には、やはりこれは想定見込みに関するところですので、恣意性が入り込みやすいところではないかと思っております。そのため、今回、適切に御確認いただいたものと理解しておりますけれども、例えばスポットでの収益を想定しないという電源に関しては、それが過去実績と整合した見立てであるかどうかという点も含めて、引き続き丁寧に御確認いただければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして村松委員、よろしく願いいたします。

○村松委員 御説明ありがとうございました。個別のヒアリング調査、お手間をかけてやっていただきまして、ありがとうございます。

私、1点質問なのですが、24ページのスライドで、こちらの一定額の算定諸元で、固定費部分ということで、修正を求めた項目について挙げていただいております。C社の部分、かなり細かい話で本当に申し訳ないのですけれども、今回こちらの修正を挙げた事項につきましては、C社が過去に電力事業会社を買収したときに、おそらくですが、買収対価と買収先の簿価純資産の差額分を買収対象の資産に配分処理をするということ、いわゆるパーチェス・プライス・アロケーションを行った結果の連結上の簿価で、直に持ち上げた部分を本来入れるべきではないと挙げていただいたのだと理解しました。

そのような部分についても、本当に会計処理上のテクニカルなものなので認めないのですということであれば、それはある意味納得の部分ではあります。一方、例えば、C社が会社の買収ではなくて発電設備を中古資産として購入した場合、その場合ですと、元の会社のいわゆる所得原価ベースの簿価があり、それを上回る対価、セカンダリーマーケットが高騰している等の理由で簿価を上回るような対価を支払いましたといったときには、実質的には今回のC社のケースと同じように、元の簿価を上回る価格で買収したということになるのではないかと考えました。設備として購入した場合には、購入した事業者では、

支払った金額が改めて固定資産の簿価ということになりますので、それをベースに減価償却費を算定するというのはおかしいことではないのではないかと考えたのですね。

ですので、株式取得の場合と資産購入の場合の扱いは、整合させる必要があるのかないのか。今までそういった事例がもしかしたらなかったのかもしれないのですけれども、今後そのような事態が出てくる場合に備えて、少し議論の整理をしていただければと考えた次第です。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして五十川委員、よろしくお願いいたします。

○五十川委員 ありがとうございます。B種電源協議の確認結果について、1点だけコメントです。

それぞれについて、合理的かどうかについてしっかり見ていただいているところかと思えますし、今回の結果についてはよいと思うのですが、個別の項目について、種々のあり得るケースをどのように扱うのか、それをある程度クリアな基準で判断できるようになっていけばよいかなと思っています。

例えば今回の結果であると、想定約定量について事故率をどのように考えるかなどが論点として出ていたと思います。こういった点も踏まえまして、30ページにありますB種電源協議の在り方等について検討するという方針は、よいのではないかと考えています。

私からは以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、お二人から御質問があったと思いますけれども、それを含めてお答えを、あればよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 御質問・御意見いただきまして、ありがとうございます。

まず、松田委員から御質問いただいた件、24ページのB社の契約会社がグループ内かグループ外かといったところです。B社は複数の電源がございます、グループ内のものもあればグループ外のものもあるというのが状況でありますというのが1点になります。

それから村松委員から御指摘をいただいた、C社の処理についてということでございますが、今回は株式取得に関する事案ということで、書かせていただいているような処理、

整理をさせていただいたところでございますが、おっしゃったような中古資産の売却といったケースは、これまでそういった事案が出てきてないということではあるのですが、御指摘も踏まえて、今後そのような場合にどうするかといったところも、整理を適宜していきたいと思っております。

それから、草薙委員、松田委員、五十川委員からも御指摘いただいて、今回、想定約定量だったり様々なケースがあって、次回以降、B種電源の在り方について検討させていただく中で、事業者にとってルールが明確になっていくといったような方向で整理ができればと思っておりますし、また、草薙委員からおっしゃっていただいた、件数が増えてきた中でどのように対応していくか、効率的な対応といったような課題も、事務局としても感じている部分がございますので、そういった点も含めて次回以降、来年度以降に向けたB種電源協議の在り方について整理させていただき、御審議いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

貴重な御意見、どうもありがとうございました。本件につきましては報告事項でございますので、以上とさせていただきます。

それでは、最後の議題となります。議題の4つ目は「自主的取組・競争状態のモニタリング報告（2025年4月～6月期）」となっております。こちらにつきましては、資料6に基づきまして、石井室長より御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長 よろしく申し上げます。資料6に基づきまして、四半期に1回御報告しております自主的取組競争状態のモニタリング報告、モニタリングレポートを今回御説明させていただきます。時間も限られておりますので、従来どおり、ポイントを絞って中心に御説明いたします。

2ページ目でございます。まず、今期の卸電力市場価格は、東日本が西日本に比べて高いという東高西低で推移しておりまして、平均エリアプライスについては、4月は東側が10.59円、西側が9.25円から始まっておりまして、5月、6月と東高西低を維持しながら価格が上昇しています。

具体的なスポット市場価格は、この後の12～13ページにかけて掲載しておりますけれども、ここに記載しておりますように、市場分断率が上昇しているエリアで、エリア間での

価格差が大きくなる傾向が見られております。

続いて、スポット市場の約定量についてでございますけれども、前年同期に比べまして1.1倍増の640億kWhとなっております。時間前市場については、同じく0.9倍の16.6億kWhでして、特に6月の約定量が、旧一電の4～5月における売り約定量の1.2～1.3倍と、新電力その他事業者の4～5月における買い約定量の1.1倍程度でして、要因としては、6月中旬以降が猛暑並みになったということが挙げられます。

スポット市場や時間前市場における約定量の推移については、6～11ページと18～20ページに掲載しております。

続いて、3ページ目でございます。市場分断の状況でございます。全部で10か所ある連系線のうち7か所について、平均分断率が前年同期に比べて上昇しております。東日本では、東京―中部間、北海道―東北間、東北―東京間の3か月平均の分断率が、60、30、30%と高めの傾向にありまして、東京―中部間は、3か月いずれもです。それから北海道―東北間は、6月に50%以上となっておりますけれども、連系線作業により運用容量低下による影響というふうに考えております。また、東北―東京間は運用容量の減少によるものと考えております

西日本については、中国―四国間と関西―四国間については、昨年11月から40～60%程度の分断率で推移しておりましたけれども、今期は10%台まで低下をしております。これは四国エリアにおける安価な売り入札量の減少などによって、四国エリアから流出する系統の潮流量が減少して、分断率が低下したものであるというふうに推定をしております。

続いて4番でございますけれども、先物市場の約定量が393億kWhとなっております。前年同期に比べまして4.5倍となっております。その背景としましては、取引の大半を占める欧州エネルギー取引所（EEX）において、これは1年間で約36%増に当たりますけれども、5月に取引参加者が100社を突破したことでとか、あと、関係者によりまして、来年3月にJERAの長期PPAが終了することに伴いまして、ヘッジニーズが高まっているということなどがあると考えられます。具体的な取引における約定量の推移については、23ページでございます。

最後5番でございますけれども、詳細は54ページのスライドにございますが、低圧における旧一般電気事業者の規制料金メニューから自由料金メニューや新電力へスイッチした割合が、全国平均で初めて50%を超えておりまして、10.3%となっております。

また、前回までのモニタリングレポートでお示ししておりました小売に関するスライド

に一部数値の誤りがございまして、今回正しいデータに差し替えております。ホームページ掲載分についても正しいものに差し替えております。おわび申し上げます。

以上でございます。

○武田座長 コンパクトに説明いただき、ありがとうございます。この議題4につきましては報告事項でございますので、御質問等おありの場合は、後刻、事務局にお問い合わせいただきたいと思いますけれども、特にここで御発言したいという方がいらっしゃれば、お知らせいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議事は以上でございます。本日から御参加いただくことになりました委員の先生方を含め、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

○福澤政策企画委員 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認ほどよろしくお願いいたします。

それでは、第13回制度設計・監視専門会合はこれにて終了といたします。本日は、ありがとうございました。

——了——